

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。)の期間とする。

第三条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改める。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を」に、「第十三条第二号」を「第十三条第一号」に改め、同条第四号中「第十三条第三号」を「第十三条第二号」に改める。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十五条の表の県職員給与条例第十三条第四項及び学校職員給与条例第十四条第四項の項の次に次のように加える。

<p>県職員給与条例第十三条第五項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
<p>学校職員給与条例第十四条第五項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>

第二十一条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第六条の二 任命権者は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十三条第四項又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)第十四条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第九条第一項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第七条第一項から第三項までの規定中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、「、当該子」を「、その子」に改める。

第九条第一項中「(休日)」を「(第六条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第二十二条第五号中「六日」を「十日」に改め、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(以下「対象家族」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合 一の年において五日(対象家族が二人以上の場合にあっては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

第二十四条第一項中「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「対象家族」に改め、同条第三項中「(昭和二十六年佐賀県条例第一号)」及び「(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条中佐賀県職員
の育児休業等に関する条例第十五条の改正規定、第二条中職員の勤務時間、
休暇等に関する条例第六条の次に一条を加える改正規定、同条例第九条及び
第二十四条第三項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成
二十二年四月一日から施行する。

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

2 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のよう
に改正する。

第十二条中「ときは、」の下に「勤務時間条例第六条の二第一項に規定する
時間外勤務代休時間、」を加える。

第十三条第四項中「ものを除く」の下に「。以下この条において「第一項
勤務」という」を加え、「勤務の時間(」を「勤務(以下この条において「第
三項勤務」という。)の時間(」に、「、正規の勤務時間を超えてした勤務」
を「、第一項勤務」に、「場合は、」を「場合は」に、「、割振り変更前の正規
の勤務時間を超えてした勤務」を「を、第三項勤務」に改め、同条に次の二
項を加える。

5 勤務時間条例第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定さ
れた場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたとき
は、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤
務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して
は、当該時間一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与
額に、第一項勤務にあつては百分の百五十(その時間が午後十時から翌日
の午前五時までの間である場合は百分の百七十五)から第一項に規定する
人事委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時ま
での間である場合はその割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割
合を、第三項勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会
規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給す
ることを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間に
ついて前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規
定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める

割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

3 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「ときは、」の下に「勤務時間条例第六条の二第一項(県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)」に規定する時間外勤務代休時間、」を加える。

第十四条第四項中「ものを除く」の下に「。以下この条において「第一項勤務」という」を加え、「勤務の時間(」を「勤務(以下この条において「第三項勤務」という。))の時間(」に、「、正規の勤務時間を超えてした勤務」を「、第一項勤務」に、「場合は、」を「場合は」に、「、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務」を「を、第三項勤務」に改め、同条に次の二項を加える。

5 勤務時間条例第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項勤務にあつては百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合はその割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合を、第三項勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平

成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。
第七條第五項中「第五條」の下に「、第六條の二」を加える。

第一条（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間とする。</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 非常勤職員</p> <p>二 臨時的に任用される職員</p> <p>三・四 略</p> <p>五 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより</p>

改正後	改正前
<p>当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>二〇五 略</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p> <p>第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。</p> <p>第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>より当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>二〇五 略</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p> <p>第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。</p> <p>二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 非常勤職員</p> <p>二 臨時的に任用される職員</p> <p>三・四 略</p> <p>五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</p>

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十三条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>二・三 略</p> <p>四 育児短時間勤務の承認が、第十三条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</p> <p>五・六 略</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第十三条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>(育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十三条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>二・三 略</p> <p>四 育児短時間勤務の承認が、第十三条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</p> <p>五・六 略</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第十三条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をするこ とにより養育している時間に、当該職員 以外の当該子の親が養育することができ ることとなったとき。</p> <p>二・三 略</p> <p>(育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)</p>

改正後

第十五条 育児短時間勤務をしている職員
 (以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。) についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条 育児短時間勤務をしている職員
 (以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。) についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
県職員給与条例第十三条第四項	第二項	佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第十五条
県職員給与条例第十三条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする
学校職員給与条例第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が佐賀県職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にある

略	略	略
略	第二項	佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第十五条
略	略	略

	改正後	改正前
<p>第二条（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表</p>	<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（時間外勤務代休時間） 第六条の二 任命権者は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）第十</p>	<p>（部分休業をすることができない職員） 第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</p>	<p>（部分休業をすることができない職員） 第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） 二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 三 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員 四 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</p>
<p>（時間外勤務代休時間） 第六条の二 任命権者は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）第十</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>

改正後	改正前
<p>三条第四項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）第十四条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（第九条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（早出遅出勤務）</p> <p>第七条 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第四項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前項の規定は、第二十四条第一項に規定</p>	<p>（早出遅出勤務）</p> <p>第七条 任命権者は、次に掲げる職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第四項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前項の規定は、第二十四条第一項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第二項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年佐賀県条例第七号）第二条第二項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第一項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第九条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において</p>	<p>する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第二項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年佐賀県条例第七号）第二条第二項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第一項中「次に掲げる職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第九条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において</p>

改正後	改正前
<p>「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第六条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇) 第二十二條 略</p> <p>一 四 略</p> <p>五 養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合 一の年において五日(子が二人以上の場合にあつては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>六 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者(以下「対象家族」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合 一の年において五日(対象家族が二人以上の場合にあつては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>七 十 略</p> <p>(介護休暇) 第二十四條 職員が対象家族で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも</p>	<p>「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇) 第二十二條 略</p> <p>一 四 略</p> <p>五 養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合 一の年において五日(子が二人以上の場合にあつては、六日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>六 九 略</p> <p>(介護休暇) 第二十四條 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規</p>

改正後	改正前
<p>の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、佐賀県職員給与条例第十二条及び佐賀県公立学校職員給与条例第十三条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、佐賀県職員給与条例第十六条及び佐賀県公立学校職員給与条例第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）第十二条及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十三年佐賀県条例第四十四号）第十三条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、佐賀県職員給与条例第十六条及び佐賀県公立学校職員給与条例第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p>

附則第二項（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（給与の減額）</p> <p>第十二条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第八条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第十二条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間当たりの給与額を減額し</p>

改正後	改正前
<p>につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第一項勤務」という。)の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「第三項勤務」という。)の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項勤務にあつては百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五)を、第三項勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して</p>	<p>て給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>

改正後	改正前
<p>は、当該時間一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項勤務にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合はその割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を、第三項勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	

附則第三項（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（給与の減額）</p> <p>第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第六条の二第二項（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日</p>

改正後	改正前
<p>指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該市町教育委員会）の承認があつた場合を除き、勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>（時間外勤務手当） 第十四条 略 2・3 略 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第一項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第三項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項</p>	<p>八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該市町教育委員会）の承認があつた場合を除き、勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>（時間外勤務手当） 第十四条 略 2・3 略 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間</p>

改正後	改正前
<p>の規定により読み替えて適用する場合を含む。及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五）を、第三項勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項勤務にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合はその割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を、第三項勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	<p>につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>

附則第四項（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第七条 略 2～4 略 5 勤務時間条例第三条第二項、第四条、第五条、第六条の二及び第九条の規定は、第一項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第七条 略 2～4 略 5 勤務時間条例第三条第二項、第四条、第五条及び第九条の規定は、第一項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p>